

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 1 号

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」を削り、同項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報を利用する一切の行為をしないこと。

第 3 条第 1 項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。
- (5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。

第 3 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。
- (11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。

第 16 条中「地方自治法」の次に「(昭和 22 年法律第 67 号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。